

大情審答申第 308 号
平成 24 年 3 月 15 日

大阪市長 橋下 徹 様

大阪市情報公開審査会
会長 小谷 寛子

大阪市情報公開条例第 17 条に基づく不服申立てについて（追加答申）

平成 23 年 3 月 25 日付け大建第 2775 号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第 1 審査会の結論

大阪市長（以下「実施機関」という。）が、平成 22 年 12 月 21 日付け大建第 1895 号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）で公開しないこととした部分のうち、当審査会は平成 24 年 1 月 23 日付け大情審答申第 306 号（以下「前答申」という。）により、その一部を公開すべきであると答申したが、前答申の判断を一部改め、別表に掲げる部分については非公開が妥当であると判断する。

第 2 判断を一部改める理由

1 本件文書について

本件文書は、ホームレス物件対策事業の一環として、都島橋下だけではなく、建設局西北工営所（当時）が管轄する地域のうち、大川右岸の北区管内の北区内にある各橋梁下（毛馬橋、飛翔橋～天満橋、天神橋）の状況を調査した際の担当職員の巡視記録である。

また、本件決定において非公開とされた部分には、各橋梁下におけるホームレス物件に係る所有者氏名、年齢、物件設置場所、物件の内容、収入、生活状況、健康状況等、特定のホームレスに係る戸籍的事項、並びに経歴、心身、財産等に関する情報と認められる情報（以下「本件情報 1」という。）のほか、その他調査に係る情報として、単にホームレスがない旨の記載やホームレス物件対策における実施機関の対応状況等（以下「本件情報 2」という。）が記載されていた。

2 判断を一部改めるに至った理由について

当審査会は、前答申において、本件情報 1 については非公開としたことは妥当であるものの、本件情報 2 については公開すべきである旨判断したところであるが、本件情報 2 の中に、巡回相談室の担当者氏名（以下「担当者氏名」という。）が含まれていることが判明した。

そこで、実施機関に確認したところ、巡回相談業務とは、ホームレスに対し、巡回

相談員が大阪市内を巡回して面接相談を実施することにより、ホームレスと社会との関係を維持し、自立に向けての支援を行うことを目的としているものであり、その業務については社会福祉法人に業務委託していることから、巡回相談員は当該法人の職員であって、公務員等ではないとのことであった。

以上のことから、担当者氏名は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより、特定の個人を識別することができる情報であると認められることから、条例第7条第1号本文に該当するところ、巡回相談員は公務員等に該当しないことから、条例第7条第1号ただし書アに該当せず、その性質上、同号ただし書イ及びウに該当しない。

3 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小谷寛子、委員 井上英昭、委員 松戸浩

別表 非公開が妥当と判断を改めた部分

3 ページ

・ 9行目7文字目、8文字目

※行頭を1文字目とする。

※文字は全角・半角を問わず、1文字として数え、また符号、句読点、空白についても1文字として数えるものとする。

(参考) 追加答申に至る経過

平成 22 年度諮問受理第 32 号

年 月 日	経 過
平成 23 年 3 月 25 日	諮問
平成 23 年 7 月 14 日	異議申立人から意見書の提出
平成 23 年 8 月 1 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 8 月 22 日	異議申立人意見陳述
平成 23 年 9 月 12 日	実施機関理由説明
平成 23 年 9 月 28 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 10 月 12 日	審議 (論点整理)
平成 23 年 11 月 14 日	審議 (答申案)
平成 23 年 11 月 28 日	審議 (答申案)
平成 23 年 12 月 12 日	審議 (答申案)
平成 24 年 1 月 23 日	前答申
平成 24 年 2 月 13 日	審議 (追加答申案)
平成 24 年 2 月 27 日	審議 (追加答申案)
平成 24 年 3 月 15 日	追加答申